

原子力災害における水戸市民の広域避難に係る協定の締結について

平成 30 年 10 月 31 日、柏市のホテルで、東海第二原子力発電所(以下、東海第二原発)で原子力災害が発生、又は発生するおそれがある場合における水戸市からの避難者受け入れについて、協定が締結されました。

この協定は、東葛 6 市(我孫子市、松戸市、野田市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市)と水戸市の間で締結されたものですが、10 月 22 日に各議員に対してファックスで連絡があるまでは、重要な案件にもかかわらず、議会にも市民にも正式な報告は一切ありませんでした。そこで、先ず、

(1) 協定書締結までの経緯について、以下、2 点お尋ねします。

- ア. 議会や市民への周知も含めこれまでの経緯を時系列でお聞かせください。
- イ. 協定締結式の直前まで、議会や市民に情報提供しなかった理由をお聞かせください。

(2) 協定書の内容について

- ア. 『原子力災害時において』(協定書第 2 条の 1 の文中)とは、どのような場合を想定しているのか？

水戸市の原子力災害広域避難計画の趣旨には、「使用済み核燃料が現存する日本原子力発電株式会社東海第二発電所(以下、東海第二原発)において、原子力災害が発生、もしくは発生するおそれがある場合に備え、・・・中略・・・広域避難計画を策定するものとする。」と書かれており、あたかも現在停止している東海第二原発の使用済み核燃料による災害だけを想定した避難計画のように書かれています。

しかし、現在、日本原子力発電株式会社(以下、日本原電)は、40 年過ぎた古い東海第二原発の延長申請を行い、それに対して原子力規制委員会は、安全対策が新基準に適合すると今年の 9 月 26 日に正式決定している状況にあります。

今後、東海第二原発が再稼働すれば、今回の協定事項の『原子力災害時において』とは、使用済み核燃料による災害だけでなく、当然、東海第二原発の稼働による大規模な原子力災害も含まれることになると思いますが、市の見解をお聞かせください。

- イ. 『自らが被災する』とはどのような状況を想定しているのか？(協定書第 2 条の 1 の文中)

協定書には、「甲(我孫子市)は、自らが被災するなど、正当な理由がある場合を除き、水戸市民を受け入れるものとする。」とありますが、『自らが被災

する』とは、どのような状況を想定しているのか？

東日本大震災に伴う東京電力第一原子力発電所の事故の際には、200km離れていたにもかかわらず我孫子市は「汚染状況重点調査地域」になり、7年たった今でもその影響は続いています。

東海第二原発で事故が起これば、85kmしか離れていない我孫子市は被災する可能性が大ですが、『自らが被災する』とは、どのような状況を想定しているのか、協定書の意味するところをお聞かせください。

続けてお尋ねします。

ウ. 避難所について(協定者第2条の2)です。

協定書には、「水戸市民を受け入れる場所は、我孫子市の指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設の一部とする。」と書かれていますが、どこを避難所とするのか具体的にお示しください。

エ. 受入期間について(協定書第4条)お尋ねします。

協定書には、受け入れ期間は原則として1か月以内とすると書かれていますが、但し書きには、「原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難所の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要になったときは、水戸市が茨城県、千葉県、我孫子市と協議して決定すると書かれていますが、避難が必要な原子力災害がひとたび起これば、1か月以内で避難が解除されることなどありえないというのが3.11の教訓だったのではないのでしょうか。

当然、受入期間が長期にわたる可能性もあることを認識して市は協定を結んだと思いますが、受入期間についての市のお考えをお聞かせください。

(3) 東海第二原発の再稼働に対する市長の見解

今回、災害対策基本法第86条の9の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画に基づき行われる水戸市民の我孫子市への県外広域避難を円滑に実施するため協定書を締結しました。

この協定書は、東海第二原発の再稼働とは関係ないとの説明がよくされますが、先ほど質問したように「県外広域避難」が行われるのは、『原子力災害時』においてと明記されているように、単に現在停止している原発の使用済み核燃料の事故の時だけを想定した避難計画だとは、到底、考えられません。

原子力災害時の避難者受け入れは当然のことですが、いったん東海第二原発で事故が起これば、我孫子市も事故の影響を受ける可能性は高く、受け入れができない可能性もあります。また、具体的内容がほとんど決まっていない形式的な協定を結んでも、人道的な避難者受け入れとは程遠いものだと思います。

います。

本当に市長が市民の安全・安心を第一に考えるのであれば、古い原発の再稼働に反対し、原子力災害のリスクを無くすことが首長としての責務だと考えます。

野田市長は、協定を締結する直前の10月25日に、東海第二原発再稼働「反対」を表明しました。これは、協定締結が再稼働の前提となるという市民の懸念に答えて、市長の再稼働に対する意思を表明したものであります。

星野市長の東海第二原発再稼働に対する見解をお聞かせください。